

県立図書館 資料返却を延滞した場合の取扱いが変わります

県立図書館においては、これまでも図書等の資料の適正な利用について、様々な場面で、利用者の皆様に対し周知を図ってきたところですが、依然として資料返却に係る延滞者が後を絶たない状況です。

については、より多くの県民の方々に円滑に資料を御利用いただけるよう、延滞した場合の取扱いを下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1 資料返却を延滞した場合の取扱いの変更について

	現 在	令和7年2月1日から
延滞者への 貸出制限	○ 電話やメール、文書等による督促に加え、返却期限から 90日 を超えた場合には新たな貸出を停止	○ 電話やメール、文書等による督促に加え、返却期限から 30日 を超えた場合には新たな貸出を停止 ○ さらに30日を超えても返却されない場合は、資料を返却した後に100日間の新たな貸出を停止

※ 貸出点数や貸出期間等については変更ありません。

※ 疾病や災害等の事情など、特別な理由があつて期限内に返却ができない場合は、図書館まで御相談ください。

2 変更日について

令和7年2月1日から

【本資料についての問い合わせ先】

教育庁総務企画部生涯学習課 担当 塚田、大森

TEL 029-301-5318